

住宅・建築物省エネ改修推進事業

058

事業内容

住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅・建築物の省エネ改修を加速するため、省エネ改修に係る支援を行う。

補助対象物

省エネ型：住宅・建築物の、省エネ診断の費用、設計費用及び改修費用

※「省エネ基準」又は「ZEB水準」に適合させる改修と併せて実施する「特定課題対応リフォーム」の費用を含む。

性能向上型：以下の①、②および③を満たすリフォーム工事に係る設計費用及び改修費用

①インスペクションの実施、かつ、維持保全計画・履歴の作成

②工事後における、劣化対策、省エネルギー性及び耐震性の確保

③②等の性能向上、三世帯同居対応、子育て世帯対応、防災性・レジリエンス性能の向上にあたる改修のいずれかへの該当

補助率

○住宅（省エネ型）

省エネ診断 民間実施：国と地方で2/3、公共実施：国1/2
設計・改修 省エネ基準：30万円/戸(交付対象費用の4割を限度)
ZEH水準：70万円/戸(交付対象費用の8割を限度)
※ 国・地方で1/2ずつの負担

○住宅（性能向上型）

設計・改修 標準基準：80万円/戸(定額)
認定基準：160万円/戸(定額)
※ 三世帯同居、子育て世帯等、既存住宅
購入の場合は50万円/戸加算
※ 国・地方で1/2ずつの負担

○建築物（省エネ型）

省エネ診断 民間実施：国と地方で2/3、公共実施：国1/2
設計・改修 民間実施：国と地方で23%、公共実施：国11.5%
省エネ基準：5,600円/m²
ZEH水準：9,600円/m²

補助対象者

地方公共団体・民間事業者等

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 03-5253-8111

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5877)

(事業実施は、補助制度を創設している地方公共団体において実施)